

# 受給者だより

Vol.34

## CONTENTS

発行／東日本硝子業厚生年金基金

平成20年6月

### 事業状況

平成20年3月末現在の事業状況 ……1

### 年金受給コーナー

現況届の提出／住所・受取機関の変更／  
失業給付受給中の方へ／在職中65歳になったら ……4

### 解説

後期高齢者医療制度(長寿医療制度)のポイント ……2~3

「ねんきん特別便」Q&A ……5

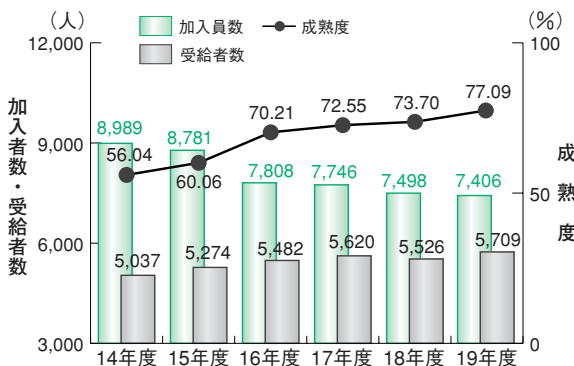
国の年金制度改正と基金の対応 ……6

## 事業状況

### 平成20年3月末の事業状況

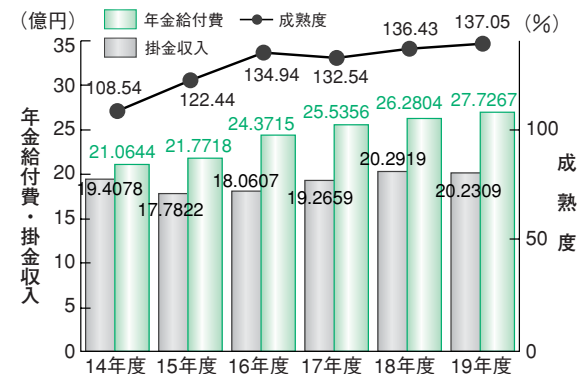
		対前年度・増減
事業所数	241事業所	△ 3事業所
加入員数	7,406人(男子 5,245人 女子 2,161人)	△ 92人
平均標準給与月額	312,120円(男子 345,484円 女子 231,143円)	1,664円
年金受給権者数	5,709人(男子 3,804人 女子 1,905人)	183人
平均年金額	485,667円(男子 584,404円 女子 288,505円)	10,089円
慶弔金支給件数・額	95件 185万円	10件 38万円

#### ● 成熟度(受給者数/加入員数) 77.09%



※平成19年度の状況は加入員1.30人で受給者1人を支える状況です。

#### ● 成熟度(年金給付費/掛金収入) 137.05%



※平成19年度の年金給付費は掛金収入の約130%に相当する状況です。

(注)平成19年度の掛金収入には、脱退事業所からの特別掛金は含んでいません。

#### ● 成熟度とは

年金制度の状況が、どの程度のレベルであることを示す概念です。通常は、毎年の掛金の収入額に対する給付総額の割合や、受給者数の加入員数に対する割合で表します。

# 後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)のポイント



今年4月からスタートした「後期高齢者医療制度」(長寿医療制度)は、75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)のすべての方が対象で、保険料は基本的に年金から天引きとなります。保険料や自己負担割合、負担軽減のための経過措置など主なポイントをチェックしておきましょう。

## 75歳以上のすべての方が対象です

75歳以上(一定の障害がある方※は65歳以上)のすべての方が後期高齢者医療の対象(被保険者)となります。対象者は、今まで加入していた健康保険組合や国民健康保険などの医療保険を脱退し、新たに後期高齢者医療制度に加入することになります。

これから75歳になる方は、75歳の誕生日当日から対象者となります。

※認定は運営主体である広域連合が行います。認定基準は老人保健制度と同様です。

### 対象(被保険者)となる時

- ・75歳になったとき(75歳の誕生日当日から)
- ・65歳以上75歳未満の方が、広域連合により一定の障害があると認定されたとき
- ・適用除外要件に該当しなくなったとき(生活保護の廃止等)

夫が75歳以上で妻が75歳未満の場合などで、健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度被保険者となった場合は、被扶養者も健康保険組合の資格を喪失するため、国民健康保険等に加入することになり

ます。新規に国民健康保険の被保険者になる65歳以上の方には、加入から2年間は保険料の軽減措置があります。

## 自己負担割合はこれまでと変わりません

以前の老人保健と同様に、窓口での自己負担割合は1割(現役並み所得者※1の場合は3割)です。負担割合は毎年8月1日を基準として、前年の所得および収入により見直されます。

※1 現役並み所得者：課税所得が145万円以上で、2人以上の世帯は年収520万円以上、単身世帯は年収383万円以上の方

※2 経過措置対象者：課税所得145万円以上かつ年収383万円以上の被保険者であって、同一世帯に属する70～74歳の方も含まれた年収が520万円未満の方

後期高齢者医療制度では、現役並み所得者に該当

するかどうかを、同一世帯の後期高齢者医療の被保険者の方のみの所得および収入により判定することになります。これによって、一部の方は新たに現役並み所得者と判定され負担割合が増えます。この負担増を軽減するための経過措置※2として、平成22年7月までは自己負担限度額が一般並みに据え置かれます。

### ■75歳以上の自己負担(1ヶ月あたり)

区分	自己負担割合	外来(個人ごと)	自己負担限度額
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
経過措置対象者 (平成20年8月～平成22年7月)	3割	12,000円	44,400円
一般	1割	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ (住民税 非課税)	I(年金収入80 万円以下等)	8,000円	24,600円
			15,000円

【】内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

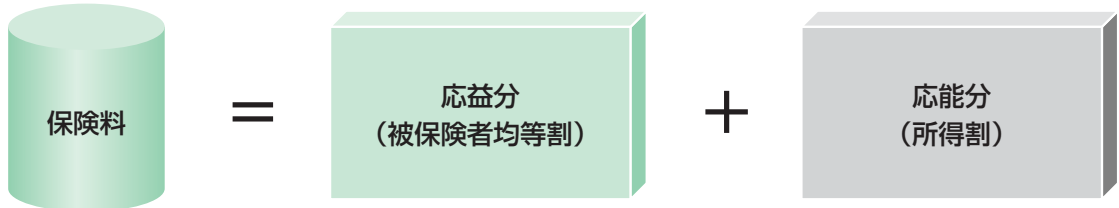
## 保険料のしくみ

これまで、サラリーマンをしているお子さんや配偶者の被扶養者として、保険料を支払う必要がなかった方も保険料を納める必要があります。

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「応益分」と、被保険者の所得に応じて負担する「応能分」の合計となります。原則として、保険料は広域連合内で均一となるよう設定されますが、離島その他の医

療の確保が著しく困難な地域などでは、不均一な保険料が設定できる場合があります。

年間18万円以上の年金を受給している方は、保険料が年金から天引きされます。年金が18万円未満の場合、また、18万円以上でも、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は、口座振替や銀行振込などで納めます。



## 低所得者などを対象にした負担軽減措置

### ■低所得者

低所得世帯に属する被保険者については、同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等に応じて、次のように応益分（被保険者均等割）が軽減されます。

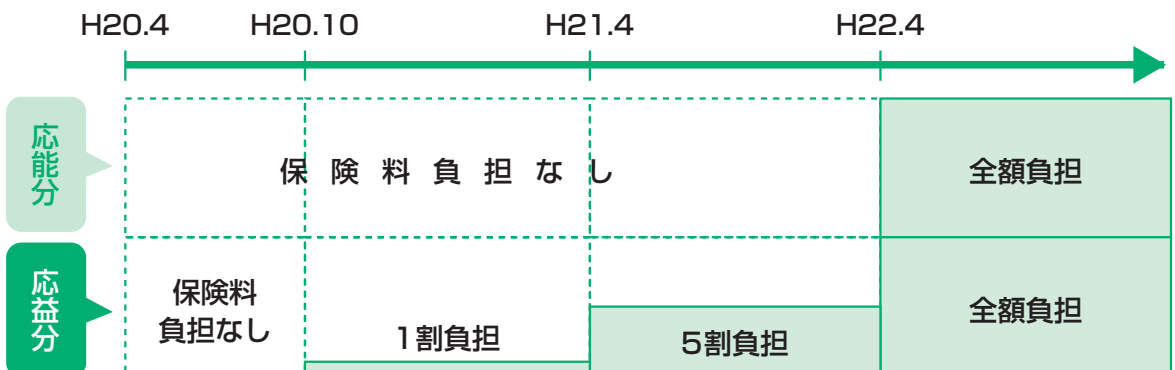
- 7割軽減・・・基礎控除額（33万円）を超えない場合
- 5割軽減・・・基礎控除額（33万円）+24.5万円×被保険者数（被保険者である世帯をのぞく）を超えない場合
- 2割軽減・・・基礎控除額（33万円）+35万円×被保険者数を超えない場合

### ■健保などの被扶養者から後期高齢者医療制度被保険者となる方

健康保険などの被扶養者であった方が後期高齢者医療制度に加入した場合、負担軽減措置として2年間、応能分は徴収されず応益分が5割軽減されます。さらに、特例措置により、平成20年4月か

ら9月までの間は徴収を凍結し（＝保険料を納める必要がない）、平成20年10月から平成21年3月までの間は応益分の9割を軽減することとされています。

### ■被扶養者であった方の保険料軽減措置（平成20年4月加入の場合）



# 年 金 受 給 コ ー ナ ー

## 誕生月には「現況届」を忘れずに基金へ提出してください。

「現況届」は、年金を引き続き受けるために、毎年提出していただく大切な書類です。国の「現況届」は原則として提出が不要となりますが、基金への提出は引き続き必要となります。提出されなかった場合、年金の支払いが一時差し止めとなりますのでご注意ください。

- 現況届の用紙は、誕生月の前月末頃に送付いたします。
- 現況届の用紙に、受給者本人が記入し当基金へ提出してください。

※市区町村の証明は不要です。

※ご本人が署名できない場合は、親族の方の署名でも結構です。この場合は「代理人署名欄」にご記入ください。

## 住所や年金の受け取り場所の変更には「異動届」の提出が必要です。

受給者の方が住所を変更したときや年金の受取金融機関を変更される場合は、「受給権者異動届」を提出してください。

- ※「受給権者異動届」の用紙が必要なときは、当基金までご連絡ください。  
受け取り銀行等の変更の際は金融機関の証明印を受けてください。

## 失業給付（基本手当）を受給中は、基金の年金は全額停止となります。～雇用保険受給資格者証（写し）の提出～

男子は昭和13年4月2日、女子は昭和14年4月2日以後に生まれた方については、雇用保険の失業給付（基本手当）を受けている場合は、年金の支払いは全額停止となります。

国から厚生年金を受けている方についての雇用保険の情報は、公的機関からの提供を求めています。情報提供の時期などにより、年金の払い過ぎが発生したり、停止の解除の時期が遅れるなど、ご迷惑をおかけすることがあります。

ハローワーク（職業安定所）に求職の申し込みをされたときや、失業給付（基本手当）の受給が終了したときは、当基金へのご連絡をお願いいたします。ご連絡にあたりましては「雇用保険受給資格者証」の写し（全記録）をご提出くださいますようお願いいたします。

## 在職老齢年金を受けている方は、65歳になったら「改定届」を基金に提出してください。～60歳から64歳で基金の年金を受けている方～

当基金から65歳前に在職老齢年金を受けている方は、65歳になると年金額の改定を行います。65歳に達した月の翌月に該当者あて「改定事由該当届」の用紙を送付いたします。次の書類を添付のうえご提出ください。

- ①「年金証書」（基金が発行した年金証書）
- ②「国民年金・厚生年金保険年金証書」の写し
- ③「国民年金・厚生年金保険裁定通知書・支給額変更通知書」の写し（65歳に達した月の翌月頃に社会保険業務センターから送付されます）

# 「ねんきん特別便」 Q&A

## Q1 ねんきん特別便とは？

**A** ねんきん特別便は、自身の年金加入記録を確認するためのお知らせです。  
社会保険庁が、国民年金や厚生年金など公的年金の全被保険者・全受給者に送付しています。

## Q2 ねんきん特別便の発送時期は？

**A** ①年金受給者および加入員のうち、「宙に浮いた年金記録」※が記録に結びつく可能性が高い方  
→平成19年12月～平成20年3月(すでに送付済み)  
②上記①の送付対象にならなかった年金受給者  
→平成20年4月～平成20年5月目途  
③上記①の対象にならなかった現役加入者と在職年金受給者  
→平成20年6月～平成20年10月目途

※社会保険庁に保険料の納付記録があるものの、それが基礎年金番号に統合されていない持ち主不明の年金記録

## Q3 入社当初から基金に加入していると思っていましたが、途中からの加入記録しか記載されていないのですが？

**A** 当基金の設立年月日は、昭和44年1月1日です。そのため、それ以前から各設立事業所に勤務されていた方でも、加入期間は「昭和44年1月1日」からになっています。(厚生年金基金の記録は、記載例のAのように記載されています)

## Q4 65歳以降も在職していましたが、一部加入記録のない期間があるのですが？

**A** 平成14年4月1日以前は、厚生年金適用事業所に勤める方の加入資格は65歳まででしたが、平成14年4月1日より加入資格が拡大して70歳までとなりました。そのため、昭和7年4月3日から昭和12年4月1日までの間に生まれた方で、65歳以降も引き続きお勤めされている方の場合、一度65歳で資格を喪失し、平成14年4月1日より再加入ということになりますので、65歳到達月から平成14年3月までの期間の加入記録はございません。

## Q5 「年金記録のお知らせ」の「⑤資格取得年月日」欄にある「#」の表示は何ですか？

**A** #印は、印のついた記録の加入期間が重複していることを示しています。前の行の「資格喪失年月日」と、次の行の「資格取得年月日」をご確認ください(記載例のB)。重複している期間については、どちらの年金制度に加入していたかを回答票に記入して返送するか、ねんきん特別便専用ダイヤルにお問い合わせください。

## Q6 「年金記録のお知らせ」の「⑧国民年金」欄の、月数の「計」と「国民年金の加入月数の合計」が相違しているのですが？

## ■「年金記録のお知らせ」記載例

社会保険庁						
①基礎年金番号 1234-567890		②生年月日 昭和25年4月2日		③加入期間 平成20年5月1日		
④お勤め先の名称または共済組合名称 (あなたの加入記録)						
⑤加入制度	⑥お勤め先の名称または共済組合名称	⑦資格取得年月日	⑧資格喪失年月日	⑨加入月数		
1 国民	国民年金	# 昭和45.4.1	昭和48.10.1	42		
2 厚生	〇〇株式会社	# 昭和48.4.1	昭和50.4.1	24		
3 共済	〇〇共済組合	昭和50.4.00	昭和52.4.00	24		
4 厚生	株式会社××	昭和52.4.1	昭和62.4.1	120		
5 厚生	△△株式会社	平成2.4.1		217		
A (厚生年金基金加入期間)		平成2.4.1			D	
⑧国民年金						
納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学生納付特例月数	計	
36	0	0	0	0	36	
国民年金の加入月数の合計						C 42
⑨厚生年金保険						
加入月数(基金)		加入期間(基金)		加入月数	加入期間	
343(217)		343(217)		0	0	
⑩船員保険						
加入月数		加入期間		加入月数	加入期間	
0		0		0	0	
⑪年金加入期間合計(⑨+⑩+⑪)						
				397		
⑫共済組合等加入月数				⑬合計加入期間(⑩+⑫)		
				注: 基礎年金番号が異なる加入期間を重複して記載している場合は、重複した加入期間を1回として計算します。		

**A** 「国民年金の加入月数の合計」(下の数字)は国民年金に加入していた月数を表しており、「計」(上の数字)は、実際に保険料を納付した月数や納付を免除された月数の合計です(記載例のC)。よって、「国民年金の加入月数の合計」(下の数字)から「計」(上の数字)を引いた数が未納月数になります。

## Q7 ねんきん特別便が届かないのですが？

**A** 受給者が現役加入員かなどによって発送時期が異なります。Q2の発送時期をご確認ください。  
また、現役加入員と在職年金受給者につきましては、お勤めの会社にて配布・回収されている場合がございましてご確認ください。

## Q8 「年金記録のお知らせ」の「⑨厚生年金保険」欄の「加入月数」と「加入期間」の数が相違しているのですが？

**A** 「加入月数」は「年金記録のお知らせ作成日までの月数」を表しており、「加入期間」は「受給権を取得した日までの月数」を表しています(記載例のD)。そのため、現在も厚生年金に加入されている受給者の方につきましては、加入月数の方が加入期間よりも大きい数字になります。

■ねんきん特別便が届きましたら、加入記録等をご確認し、記録に漏れや間違いがない場合でも、同封されている「年金加入記録回答票」に必要事項をご記入の上、必ずご提出くださいますようお願いいたします。

ねんきん特別便のお問い合わせは・・・

ねんきん特別便専用ダイヤル  
0570-058-555 (IP電話・PHSからは03-6700-1144)  
受付時間 月～金曜日:午前9時～午後8時まで  
第2土曜日:午前9時～午後5時まで

## 平成20年4月実施

# 国の年金制度改正と基金の対応

### ○ 離婚時の年金分割、合意なくとも半分に

平成20年4月より、「被扶養配偶者がいる厚生年金保険被保険者が負担した厚生年金保険料は、夫婦が共同で負担したものであるという認識」が、厚生年金法に明記されました。

これにより、平成20年4月以降に離婚をした場合、第3号被保険者であった元配偶者の請求

によって、平成20年4月以降の婚姻期間中の厚生年金保険の加入記録（報酬の記録）を半分に分割できるようになりました。分割は、第3号被保険者であった人の請求でのみ行うことができ、双方の合意は必要ありません。

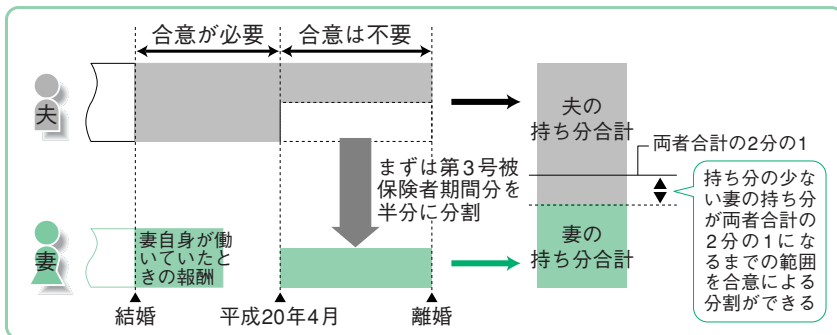
### ○ 平成20年3月以前の婚姻期間は合意が必要

平成20年3月以前の婚姻期間中の加入記録を分割する場合は、「合意による分割制度」（平成19年4月施行）が適用され、夫婦間の合意、または裁判手続きによって最大2分の1まで記録を分割できます。

ただし、平成20年4月以降に第3号被保険者期

間がある場合は、まず、第3号被保険者期間の記録を半分に分割し、その結果を双方の持ち分として、割合を決定します。分割できる範囲は、持ち分が少ない方が、2分の1になるまでです。

※第3号被保険者 国民年金の種別で、厚生年金保険の被保険者など（第2号被保険者）の被扶養配偶者をいう。



※上記事例とは逆に、妻が第2号被保険者で、夫が第3号被保険者の場合もあります。

### 基金の対応

原則として国と同じ取扱いですが、独自給付（プラスアルファ）部分については、分割対象にはなりません。

## ガラス基金ホームページ

東日本硝子業厚生年金基金では、ホームページを開設してインターネット上で各種の情報をご提供しております。ホームページの開設内容は以下のとおりです。皆さん、是非ご利用ください。

#### 開設内容

- 基金の概要
- 規約と規程
- 予算と決算
- 給付のしくみ
- 年金のご相談 (24時間)
- 基金の現況
- 広報誌関係
- 各種届出様式
- 掛金額表 etc

アクセスは <http://www.glskkn.com/>

## 年金相談コーナー

「年金はいくらもらえるの?」「在職老齢年金ってどういうもの?」「基金や国の年金制度はどんなもの?」など、年金のことならなんでもご相談ください。

来所、ファクシミリ、手紙、  
当基金ホームページ等により  
ご利用ください。

TEL 03-3633-6445

FAX 03-3633-7125

E-mail info@glskkn.com